

# 流動資産担保 融資保証制度

## [略称:ABL]のご案内

売掛債権担保融資保証制度(略称:売債)が生まれ変わり、  
中小企業の皆さまの資金調達をより強力にバックアップします!



### 流動資産担保融資保証制度とは

売掛債権や棚卸資産を担保とした借入について、当協会が信用保証を行うことで中小企業の  
皆さまの資金調達をバックアップする制度です。  
これまでご利用いただいていた売掛債権担保融資保証制度「売債」は本制度に統合されます。



### ご利用のメリット

#### 不動産担保に頼らない資金調達

不動産担保や第三者保証人によらず、  
お客さまの営業取引等から発生した売掛債権や  
棚卸資産を担保に、借入ができます。

#### 資金繰りを改善

取引先からの入金を待たずに、  
資金調達が可能です。

#### 低保証料率を適用

保証料率は一律年0.68%です。  
(責任共有保証料率)

#### 借入可能額の拡大

一般の保証とは別に、2億5千万円を  
限度としたお借入が可能になります。  
(保証限度額は2億円)



### 担保となる流動資産

#### 売掛債権

国内の事業者(官公庁を含む)に対する売掛債権が対象です。  
物品の販売債権だけでなくサービスの提供による売掛債権も対象になります。

具体例 売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権

※お客さまの売掛債権を当協会と金融機関に譲渡していただきますので、取引契約の中に債権譲渡禁止特約がある場合は、解除が必要です。

#### 棚卸資産 新設

事業により生じ、決算書に計上される(予定を含む)棚卸資産が対象になります。

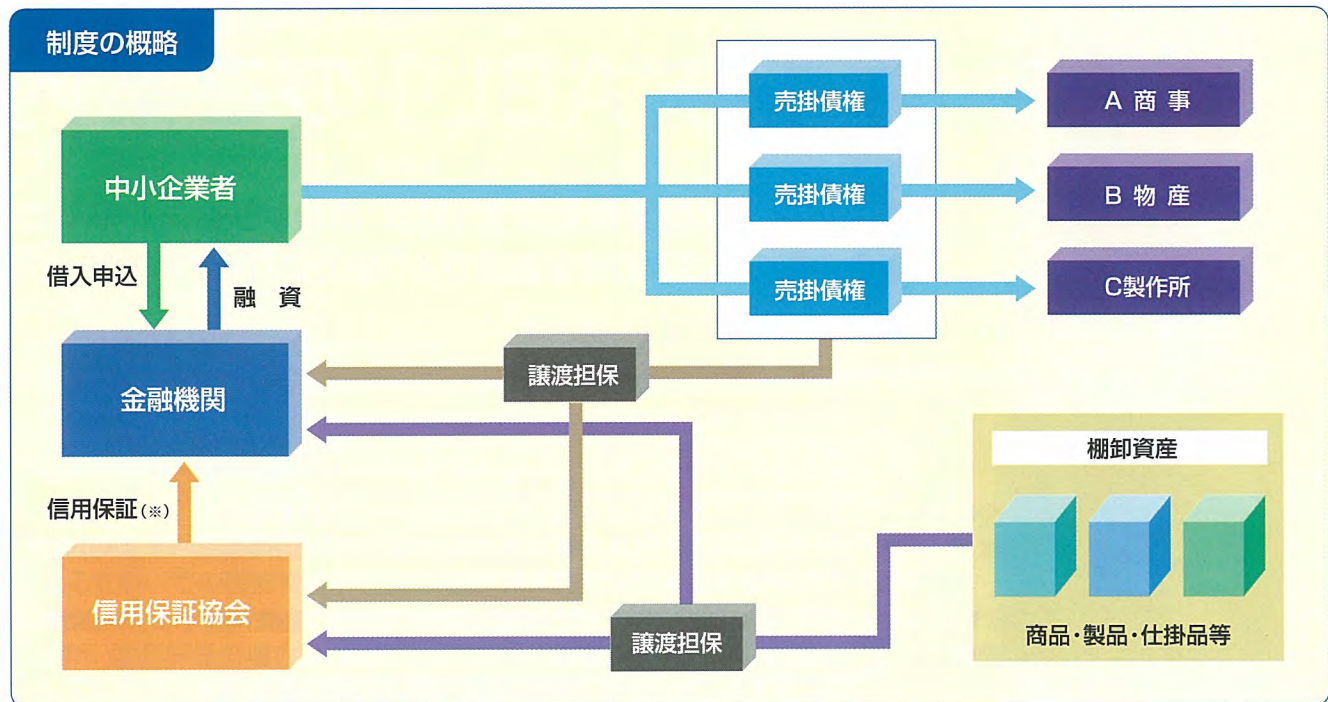
具体例 商品仕入による在庫商品、製造業における製品在庫、仕掛品、原材料

※担保とする棚卸資産は、動産譲渡登記をすることができるものに限られます。  
※棚卸資産を担保とする方は、法人に限られます。

◎売掛債権と棚卸債権はいずれか一方のみを担保とすることもできます。

## 「ABL保証制度」の仕組み

売掛債権や棚卸資産を、金融機関ならびに当協会に担保として譲渡することで、融資が受けられる制度です。



※当協会の借用保証は借入金債務の80%の割合保証です。

## 選べる借入形式（根保証と個別保証）

売掛債権を担保とする場合は、借入限度額を定めて反復取引利用ができる「根保証型」と、個々の取引ごとに保証する「個別保証型」が利用できます。なお、棚卸資産を担保とする場合は、「根保証型」のみの取扱いとなります。

## 対抗要件について

売掛債権や棚卸資産を担保とするには、保証決定後・借入前に「対抗要件の具備」と呼ばれる、法律（民法又は動産債権譲渡登記特例法）が定める手続きが必要になります。

	対抗要件 (売掛債権については売掛先ごとにいずれかを選択)	具体的手続	備考
売掛債権	売掛債権の譲渡に関して売掛先の承諾を得る	売掛先から所定の「承諾書」をもらう	——
	売掛債権を譲渡したことを売掛先に通知する	所定の「通知書」を売掛先に郵送	——
	売掛債権を譲渡したことを法務局に登録する 金融機関が必要と判断した時点で売掛先に通知する	東京法務局（中野）で債権譲渡登記手続	法人の場合に限られます
資産棚卸	棚卸資産を譲渡したことを法務局に登録する	東京法務局（中野）で動産譲渡登記手続	法人の場合に限られます



## ご利用の手続き

### お 申 込

すでに借入・手形割引・当座取引のある金融機関がお申込窓口です。

### 金融機関の審査

金融機関でお客さまならびに売掛先や棚卸資産に対する審査を行います。

### 保証協会の審査

当協会でもお客さまならびに売掛先や棚卸資産に対する審査をいたします。

### 信用保証決定

借入限度額（個別保証の場合は借入額）が決まります。

- 借入限度額（借入額）は売掛債権や棚卸資産の価額と同額ではなく、金融機関と当協会の審査によって売掛先、棚卸資産の内容ごとに設定された掛目を、売掛債権および棚卸資産の価額に乗じた金額となります。
- 掛目は売掛債権の場合は70%～100%（上限）、棚卸資産の場合は原則として30%（70%を上限として引上げ可能）となります。
- 審査の結果、ご希望に添えず保証できないことがあります。

### 対抗要件具備

法律が定める対抗要件を備えていただきます。

- 売掛債権の場合は、譲渡に関する売掛先の承諾、通知、債権譲渡登記から対抗要件を予めお選びいただけます。
- 棚卸資産の場合の対抗要件は動産譲渡登記です。

### お 借 入

根保証の場合は保証期間中、反復借入ができます。



## お申込に必要な書類

売掛債権や棚卸資産の内容を確認するために、通常のお申込書類のほかに次のような書類が必要となります。

### 共 通

『譲渡担保対象売掛先・棚卸資産一覧表』（本制度所定書式）[ABL様式1]

#### 売掛債権を担保とする場合

- 『譲渡担保対象売掛先明細書』（本制度所定書式）[ABL様式2]
- 概要記録事項証明書（債権譲渡登記のもの）
- 売掛先との取引内容・実績を証する資料（※）
  - 取引基本契約書（締結している場合）
  - 売掛先からの発注書
  - 納品書・請求書
  - 売掛先からの支払通知書
  - 振込を受けている口座の預金通帳

#### 棚卸資産を担保とする場合

- 『棚卸資産売上代金入金口座届出書』（本制度所定書式、掛売以外の売上がある場合）[ABL様式4]
- 概要記録事項証明書（動産譲渡登記のもの）

※売掛債権は不動産のような目に見える担保物ではないため、確認のための各種資料が必要となります。ご面倒ですがご協力をお願いいたします。  
なお、上記以外にも資料の依頼をさせていただく場合があります。



## 制度概要

資格要件	事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者です。 なお、棚卸資産を担保とする場合は法人に限ります。
資金用途	事業資金
保証金額	2億円以内（「売債」の保証残高を含む）
保証割合	80%（割合保証）
保証形式	根保証または個別保証
貸付形式	根保証の場合：当座貸越 個別保証の場合：手形貸付
保証期間	根保証の場合：1年。ただし、3年を超えない期間で延長することができます。 個別保証の場合：1年以内
返済方法	根保証の場合：約定弁済または随時弁済 個別保証の場合：一括弁済
貸付金利	金融機関所定利率
担保	売掛債権または棚卸資産
保証人	法人代表者のみ
信用保証料	0.68%（責任共有保証料率）



## 本制度利用上のご留意点

- 担保としている売掛債権残高や棚卸資産の種類・数量等を3カ月に1回以上、お申込金融機関に報告していただく必要があります。また、棚卸資産を担保とした場合は、1年に1回以上、お申込金融機関による立会いでの棚卸資産の状態の確認へのご協力をお願いします。
- 売掛債権及び棚卸資産の売上代金が入金される口座を金融機関に届出させていただきます。また、個別保証の場合は、原則としてお申込金融機関名義の別段預金口座に売掛先からの振込みをしていただきます。（当該入金は借入金の返済に充当いたします）
- 金融機関が必要と判断した場合、金融機関は新たな貸越の一時中止や回収口座からの出金停止措置をとることができます。
- 担保管理事務の対価として、金融機関は担保管理手数料を徴することができることになっています。
- 債権譲渡登記をした場合で、金融機関が必要と判断したとき、金融機関は売掛先に対して債権譲渡通知（登記通知）を行うことがあります。
- 動産債権譲渡登記や売掛先への通知によって、お取引の中止、その他お取引先とのトラブル等が発生した場合、当協会は責任を負いません。
- 売掛先に関する情報について、当協会は守秘義務を負っているため、お知らせいたしません。
- 棚卸資産を担保としている場合は、償還不能時に在庫を換価処分することがあります。



## お問い合わせ先のご案内

<b>本所</b>	060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地 (保証一課) TEL 011-241-2230 FAX 011-221-1085 (保証二課) TEL 011-241-2232 FAX 011-221-6962 (保証三課) TEL 011-241-2233 FAX 011-221-6963	<b>旭川支所</b>	070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2 TEL 0166-24-1441 FAX 0166-25-5649
<b>函館支所</b>	040-8691 函館市大森町24番1号 TEL 0138-23-8425 FAX 0138-23-8471	<b>釧路支所</b>	085-8691 釧路市栄町10丁目3番地 TEL 0154-23-1361 FAX 0154-23-1364
<b>帯広支所</b>	080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2 TEL 0155-24-3658 FAX 0155-24-3661	<b>室蘭支所</b>	050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号 (市中小企業センター3階) TEL 0143-45-6001 FAX 0143-45-7818
<b>北見支所</b>	090-8691 北見市北8条東1丁目3番地 TEL 0157-24-5196 FAX 0157-24-5191	<b>滝川支所</b>	073-8691 滝川市大町2丁目5番32号 TEL 0125-23-1201 FAX 0125-22-1360
<b>小樽支所</b>	047-8691 小樽市色内1丁目6番30号 TEL 0134-22-5188 FAX 0134-22-5918	<b>苫小牧支所</b>	053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号 (苫小牧経済センタービル2階) TEL 0144-33-1751 FAX 0144-32-3915

- 本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。
- いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いいたしませんので、ご注意ください。

## 北海道信用保証協会

ホームページ <http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>